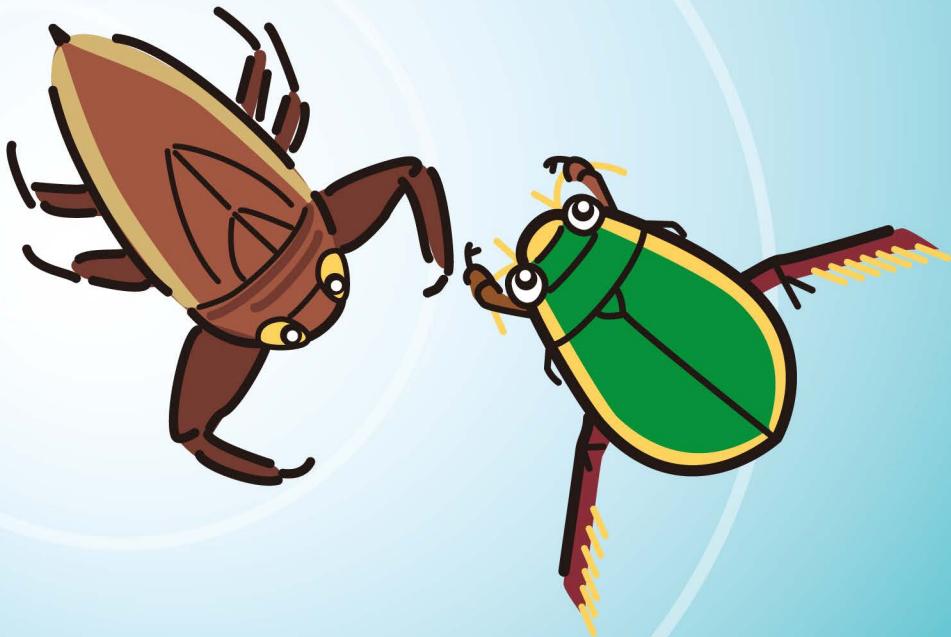


知って守ろう タガメとゲンゴロウ



誰もが知っているタガメとゲンゴロウ。
でもその姿は野外でめったに見られません。
かつて普通に見られた昆虫は、
今どうなっているのでしょうか。

タガメってどんな虫？



体長
48mm～65mm

タガメは、水辺に生息します。肉食性で、捕まえたエサに口を突き刺し、消化液を注入して溶かしたもの を吸います。ふ化した幼虫は5回脱皮して成虫になります。野外での寿命は約1年です。

おもなエサは、カエル(オタマジャクシ)やドジョウなど



たまご
卵



メスは、水面の上に突き出された棒や植物などに80～100個の卵を産みます。オスがふ化まで保護します。

ようちゅう
幼虫



幼虫は翅がないため、水中を泳いで移動し、呼吸する時には、お尻を水面の上に出します。

せいしゅう
成虫



タガメは速く泳ぐことができないため、前脚をひろげてエサが近づくのを待ちます。

△
しょか
初夏



オスとメスは、夜になつてから繁殖相手を探し、産卵場所の近くで、交尾と産卵を繰り返します。

タガメの一生

はんしょく
繁殖

< 春 <

いどう
移動

えっとう
越冬



冬は、水辺の近くの泥の中や林の落ち葉の下などで過ごします。

▽
いどう
移動

ゲンゴロウってどんな虫？



体長
34mm ~ 42mm

ゲンゴロウは、水辺に生息します。
肉食性で、成虫は捕まえたエサをかじって食べます。幼虫はエサを大あごで挟み、消化液を注入して溶かしたもの吸います。化した幼虫は3回脱皮して蛹になります。野外での寿命は約3年です。



メスは、植物のやわらかい茎などに1~2個の細長い卵を産みます。

幼虫は尾のあたりにびっしりとある長い毛を使って泳ぎ、呼吸する時には、おしゃりを水面の上に出します。

幼虫は2回脱皮した後、上陸して水辺近くの土の中で脱皮して蛹になり、その後成虫になります。

ゲンゴロウの一生



かんきょう タガメがすめる環境



春になると、池の岸辺や枯れ草の下から水のある土水路や水がはられた田んぼなどに移動します。



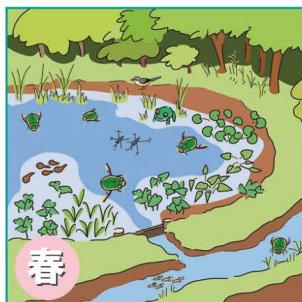
初夏になると繁殖・産卵します。ふ化した幼虫はたくさんのエサを食べて、夏頃に成虫になります。



秋になると成虫は水のある土水路や水辺などに移動します。冬になると林みずばや水辺などに移動して冬を越します。

林に囲まれた田んぼ、池、土水路*がそろっている場所に生息します。池には、さまざまな植物が生えている場所と水面が広く開けた場所の両方が必要です。エサとなるカエルやドジョウ、水生昆虫などが多く生息していることが重要です。

かんきょう ゲンゴロウがすめる環境



春になると池の中で活動を始めます。



初夏になると浅い水域で繁殖・産卵します。ふ化した幼虫はたくさんのエサを食べて、夏頃に上陸して土の中へ蛹になり、羽化します。



秋になると成虫は水のある池などに移動します。冬になると水深の深い水底に移動して冬を越します。

林に囲まれた田んぼ、やや水深のある池、土水路*がそろっている場所に生息します。池には、かくれ家となる植物が浅い場所から深い場所まで生えていることが必要です。エサとなるオタマジャクシや水生昆虫、魚などが多く生息していることが重要です。

* 土水路(どすいろ)：底(そこ)や岸(きし)が土の水路(すいろ)

どうして野外で見つからないの？

1960年代の頃までは、タガメもゲンゴロウも全国的に生息していましたが、生息環境の悪化などにより数が減ってしまい、今では絶滅危惧種*になってしまいました。

* 環境省のレッドリストで、絶滅のおそれのある種として評価されているもの



※この分布図は、都道府県が公表しているレッドリストの内容を参考に作成しています。

タガメやゲンゴロウと同じように絶滅危惧種になってしまった生物が日本には約3,700種もいます。



【参考】環境省生物多様性センター HP「いきものログ」RL/RDB 都道府県絶滅危惧種検索



のうぎょう

へんか

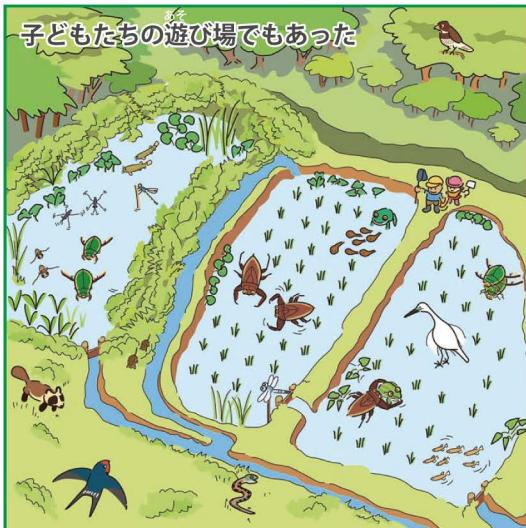
日本の農業の変化

せいさんせい

お米の生産性を高めるため、田んぼの整備が行われ、栽培方法が変わったことなどにより、生物にとってすみにくい環境になりました。

むかし

昔の田んぼ



今の田んぼ



1950年頃までは、田植えや稻刈りなどは、手作業で行われていました。また、ため池にたまつた泥や里山の落ち葉を肥料として使うなど、家の近くの自然環境をうまく使って農業が営まれていました。田んぼやため池、林など、人が生活のために手を入れて利用してきた場所は、さまざまな生物の生息場所にもなっていました。

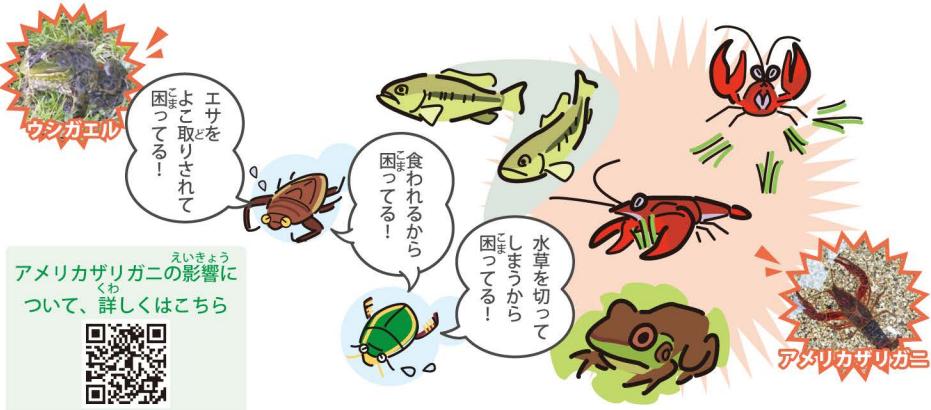
1960年代以降、田んぼの区画や水路などが整備され、機械化が進みました。おいしい品種のお米をつくるために中干し*をするようになり、化学肥料や農薬も使うようになりました。お米の生産性は上がりましたが、生物にとってすみにくい環境になっています。最近では、高齢化によって耕作されない田んぼも増えています。

*中干し：イネの成長を調整するため、田んぼの水を抜くこと。

ぜつめつきぐしゅ 絶滅危惧種になった理由 その2

ぜんぐく がいらいしゅ 全国に広がった外来種

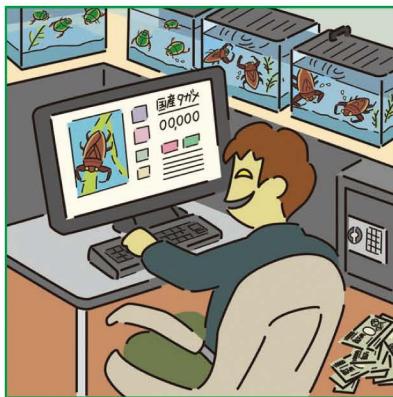
せいそくち
生息地にオオクチバスやウシガエル、アメリカザリガニなどの外来種が侵入して、
エサとなる生物が食べられたり、かくれ家にしていた植物などが減ったりして、生息
かんきょう　あつか
環境が悪化しました。



ぜつめつきぐしゅ 絶滅危惧種になった理由 その3

販売目的の大量捕獲

ペットとして人気が高く、高値でも売れたため、たくさん捕られてしまいました。



タガメとゲンゴロウは、ペットとして人気
があったため、インターネットなどで、高値
での売買が増えました。



せいそくち　ほせんかつどう
数少ない生息地や保全活動が行われている
ばしょ　と
場所がねらわれ、たくさん捕られたため、全
ばしょ
くいなくなってしまった場所もあります。

絶滅危惧種を守るために

環境省では、**タガメとゲンゴロウ**を保全するため、
種の保存法に基づく規制対象種

特定第二種国内希少野生動植物種

に指定しました。

- ▶ 絶滅危惧種の保全の目標は、個体数の減少を防ぎ、回復させることによって、種の絶滅を回避することです。最終的には本来の生息地で安定的に存続できる状態を目指しています。
- ▶ 種の保存法*は、種の絶滅を回避するため、個体の取扱いに関する規制や生息地の保護、保護増殖事業などの保全措置を定めています。

* 正式名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

種の保存法による規制

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されると、捕獲、譲渡、輸出入等が規制されます。国内希少野生動植物種の中には、繁殖させた個体の流通を認める特定第一種国内希少野生動植物種（特定第一種）、販売目的の捕獲等が規制される特定第二種国内希少野生動植物種（特定第二種）の区分があり、規制は下の表の通り異なります。

	指定	捕獲等	陳列・広告	譲渡等	輸出入	指定状況
国内希少野生動植物種	原則禁止	原則禁止	原則禁止	原則禁止	輸出は原則禁止	イリオモテヤマネコ等計448種
	特定第一種	原則禁止	— (事業届出が必要)	— (事業届出が必要)	—	レブンアツモリソウ等計64種
	特定第二種	販売・頒布の目的で行うものは禁止			輸出は原則禁止	タガメ、ゲンゴロウ等計37種

違反した場合、罰則も！

- 個人の場合：5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、またはその両方
- 法人の場合：1億円以下の罰金

2024年6月時点

特定第二種制度のポイントは…

- ▶ 大量捕獲につながる販売目的の捕獲や売買を規制
- ▶ 自然観察のために自分用に捕まえることなどは規制されない



自然とのふれあいや関わりを保ちながら、
必要な規制や保全ができる

とくていだいにしゅこくないきょうやせいどうしょくぶつしゅ

特定第二種国内希少野生動植物種に 指定されると何が規制される？

わたし
私たちが「できること」「できないこと」

できる



つか
自分用に捕まえる



こじん
個人で飼育する

できない



×
売買する



×
はんぱいもくべき
販売目的で
つか
捕まえる

!! 違反すると、罰金や懲役(個人の場合)があります !!

昆蟲は、合計8種が指定されています。

(2024年6月時点)



ゲンゴロウ



ヒメフチトリゲンゴロウ



エゾゲンゴロウモドキ



マルガタゲンゴロウ



オオイチモンジシマゲンゴロウ



オキナワスジゲンゴロウ



タガメ



コバンムシ

その他「特定第二種」制度についての詳細は、
右記サイトを参照してください



環境省 HP
特定第二種国内希少
野生動植物種の保全

ぜつめつ 絶滅させないために、 まずは知ることからはじめよう！



●本やインターネットで調べてみよう！



気をつけてもらいたいこと

- ▶ 絶滅危惧種です。観察や研究のため以外には捕まえないでください。
- ▶ 観察が終わったら、すみやかに捕まえた場所に返してあげましょう。
- ▶ 持ち帰って飼育する場合は、最後まできちんと世話ができるかどうかをよく考え、もし難しいと思ったら持ち帰るのはやめましょう。

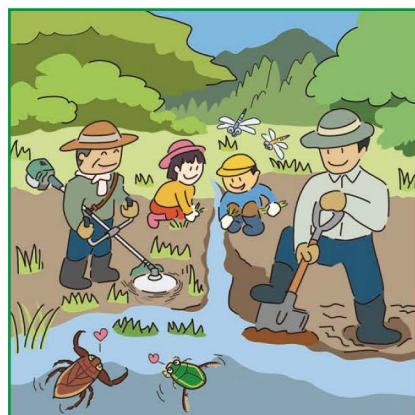


守るためにには生息地の保全も必要

売買の規制だけでなく、生息地の保全も必要です。



こうさくほうき がいらいしゅ しんじゅう
耕作放棄や外来種の侵入ですみにくくなっ
た場所では生息地の再生のために、外来種の
駆除や生い茂った植物の刈りとりが必要です。



せいそくち まも
生息地を守るためにには人が手を入れ続ける
ことが必要です。関心をもつ人、活動を支え
る人が増えることも大切です。

ほぜんかつどう
保全活動

ひょうごけん ひめじし
兵庫県 姫路市

の
しょうかい
紹介

林田にタガメの里をつくる会



HP
タガメビオトープ



タガメを再定着させることを目標に、1998年に設立されました。放棄田を利用してタガメが生息可能なビオトープをつくり、近くに生息するタガメを導入・定着させ、生息地管理や調査などの活動が20年以上続けられています。2004年には、同ビオトープを含む谷あいの里山の環境が「姫路市立伊勢自然の里・環境学習センター」として開園しました。

活動の内容を詳しく知りたい方は、『タガメビオトープ』のサイトをご覧ください。



タガメ調査の様子



タガメ調査の様子



調査で確認(かくにん)されたタガメ

ほぜんかつどう
保全活動

いわてけん いちのせきし
岩手県一関市

の
しょうかい
紹介

久保川イーハトーブ自然再生協議会

日本ユネスコ協会連盟
プロジェクト未来遺産



2009年に協議会を設立し、伝統的な里地里山の景観と生物多様性を次世代に引き継ぐことを目的に、さまざまな活動が続けれています。ため池を中心とした外来種対策、耕作放棄地のビオトープ化を通じて水辺環境の改善が行われ、ゲンゴロウはじめ、多様な水生生物の回復が確認されています。

活動の内容を詳しく知りたい方は、『日本ユネスコ協会連盟』のホームページにある「久保川イーハトーブ世界自然再生事業」のサイトをご覧ください。



かいぼりの様子



捕獲(つかは)されたウシガエル



調査で確認(かくにん)されたゲンゴロウ

*池の水を抜(ぬ)いて干(ほ)すこと

タガメやゲンゴロウを これ以上減らさないために

せいそくち　まも
生息地を守るために、

がんばっている人たちがいます。

自分ができることを考えてみませんか？



令和6(2024)年6月

■作成・発行

環境省 自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室

■協力

全国昆虫施設連絡協議会 / 久保川イーハトーブ自然再生協議会
林田にタガメの里をつくる会

市川憲平 / 大庭伸也 / 須田真一 / 西原昇吾

■編集

一般財団法人 自然環境研究センター

■写真提供

足立区生物園 / 久保川イーハトーブ自然再生協議会 / 一般財団法人 自然環境研究センター

市川憲平 / 大庭伸也 / 川口誠 / 北野忠 / 小林篤

小林翔平 / 須田真一 / 高久宏佑 / 田口勇輝 / 戸田光彦 / 西原昇吾

■イラスト

村石健一 (itn)

環境省と昆虫館
の
コラボ企画

環境省